

村上市入札心得

2015.4一部改正
2019.4一部改正

1. はじめに

この入札心得は、村上市の競争入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項等が記載されています。

入札参加者は、この心得の内容を十分理解して入札に参加してください。

2. 入札通知・公告等、設計図書、仕様書等の確認

入札参加者は、入札公告等（指名競争入札にあつては、指名通知書。以下同じ。）、設計図書、仕様書及び約款等を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件など十分理解したうえで入札に参加するようにしてください。

入札案件について疑義があるときは、公告等に記載されている期限内（記載がない場合は入札日3日前まで）に質問書を直接かFAXで契約検査室に提出してください。当該質問への回答は、入札日2日前までに書面で行います。

建設工事の設計図書は原則としてホームページからのダウンロードとなります。

3. 入札条件

1) 入札参加資格の登録

入札に参加しようとする日及び入札指名する通知日に入札参加資格の登録がされていなければなりません。

2) 指名停止・営業停止期間中でないこと

入札参加申請の受付開始日に指名停止・営業停止期間中である場合は、入札参加資格申請することができません。

入札参加申請後でも、開札までに指名停止・営業停止を受けた場合は、入札に参加はできません。

4. 最低制限価格制度・低入札価格調査制度

1) 設計金額が130万円以上の建設工事及び建設コンサルタント業務の入札は、原則として最低制限価格を設けます。最低制限価格を下回る価格で応札した入札は落札外となります。

2) 1億円以上の建設工事の入札では、低入札価格調査制度を採用する場合があります。低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札したときは、落札について保留とし、入札契約手続運営委員会で調査を行い、契約の適否を決定します。

3) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の適用については入札通知書・入札公告等に明記されます。

5. 入札保証金

入札に参加するときは、原則として入札金額の100分の5以上の額を入札保証金として開札前に納付していただきます。ただし、あらかじめ入札通知書・入札公告等によりその必要がないと認められた場合は、この限りではありません。

6. 入札

- 1) 入札書には、入札日、入札件名、入札参加者の住所、名称及び商号、代表者の使用印などが記載・押印されていなければなりません。
- 2) 代理人の場合は、委任状に記載された受任者名、委任状に押印された受任者の印が記載・押印されていなければなりません（代表者の使用印の押印は不要です。）。
- 3) 入札書は原則として入札封筒は不要です。ただし、入札封筒に入れた入札書についても有効とします。
- 4) 再入札は、再入札書と記した入札書としてください。
- 5) 電子入札の場合は、電子入札実施要綱等に記載のとおりです。

7. 入札の辞退

入札の辞退は自由ですが、入札前に文書で辞退届出を提出してください。入札の辞退がされた方が、その辞退を理由として以後の入札について不利益な扱いを受けることはありません。

8. 公正な入札の確保

- 1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的でほかの入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3) 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。

9. 内訳書の提出

建設工事の入札では、内訳書を提出しなければなりません。内訳書の提出は、初回入札時に入札書投函と一緒に提出してください。

建設工事以外の入札では、内訳書の提出を求める場合があります。提出の要否は、入札通知書・入札公告等に記載されます。内訳書の提出は、初回入札時に入札書投函と一緒に提出してください。

10. 入札回数

初回の入札で落札者がいない場合には、引き続き再入札を1回行います。

11. 再入札

- 1) 再入札を辞退しようとする者は、「辞退」と記載した再入札書を入札執行者に提出してください。
- 2) 指名競争入札で、再入札に参加しようとする者が1社となることが明らかな場合は、再入札を打ち切る場合があります。

12. 入札時に持参するもの

- 1) 入札書
- 2) 事業者の代表者は名刺、代理人が入札する場合は委任状（委任者・受任者の押印がされていること）

13. 入札時に提示を求める場合があるもの

別途入札時に提示を必要とするものがある場合は、入札公告等でお知らせします。

14. 入札時に持参すべきもの

- 1) 入札書の押印印鑑

15. 入札の延期・中止

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札を延期または中止することがあります。

- 1) 談合等、不正行為の事実がある場合又はおそれがある場合
- 2) 天災その他やむを得ない理由による場合
- 3) 入札参加者がいない場合
- 4) 競争入札で参加者が1社となった場合（ただし、電子入札である場合を除きます）
- 5) 公告等又は設計図書・仕様書等に誤りがあった場合
- 6) その他適正な入札の執行ができないおそれがある場合

16. 談合情報等に対する対応

- 1) 入札に関して談合情報等があった場合は、入札の執行の延期、調査等を行うことがあります。
- 2) 談合情報に信憑性があると認められるときは、公正取引委員会等への通知を行います。
- 3) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約者から契約金額の100分の20に相当する額を損害金として徴します。なお、契約履行後に入札談合の事実があったと認められたときにおいても同様です。

17. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とします。

- 1) 法令及び村上市財務規則に違反したとき。
- 2) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- 3) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を納付しない者又は不足する者が入札したとき。
- 4) 入札書に入札件名、住所、名称及び商号、代表者（代理人含む）などの記名及び入札者（代理人の場合代理人の印）の押印がないとき。
- 5) 同一入札に対し、2通以上の入札をしたとき。
- 6) 入札価格及び氏名その他の入札に関し確認しがたいとき。
- 7) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- 8) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- 9) 公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められる人が入札したとき。
- 10) 上記項目のほか、市長が定める入札条件に違反したとき。

18. くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした事業者が2者以上あるときは、原則として開札当日に当該入札者によるくじ引きを行い落札者を決定します。

なお、くじ引きを辞退することはできません。都合により来庁できない事業者又はくじ引きに応じない事業者があるときは、入札事務に関係ない本市の職員が代理でくじ引きを行いますが、その結果に対して異議の申立はできません。

19. 契約保証金

落札者は、原則として契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として契約日までに納付していただきます。ただし、村上市財務規則第136条第4項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部が免除される場合があります。